平成２１年（フ）第１１０２号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘３丁目８番11号西池ハイツＢ棟102号
債務者　梅井　宏城
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０８号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁725番地３
債務者　加藤　信一
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４８号
北海道千歳市栄町１丁目20番地の９
債務者　平出留美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９０号
札幌市手稲区前田６条13丁目２番８―205号
債務者　上野　真也
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５８号
札幌市手稲区西宮の沢６条１丁目14番22号
債務者　山田　水惠
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１４号
札幌市南区川沿５条２丁目８番２号　カサデュークヨコヤマ201号
債務者　伊藤　　潔
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１５号
北海道北広島市西の里東１丁目４番地27　ウエストアドバンス103号
債務者　柿崎　正子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５０号
札幌市白石区菊水３条５丁目３番20号　まるぜんビル301号室、住民票上の住所札幌市手稲区曙12条１丁目１番６―503号
債務者　加藤　竜司
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５４号
札幌市白石区北郷１条４丁目４番30号　秀栄マンション
債務者　水岡　真仁
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６６号
札幌市北区北35条西５丁目３番２―101号
債務者　下村　　愛
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９０号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目１番８号　ピュアハイツ205号
債務者　高橋　賢志
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０９号
札幌市西区発寒８条５丁目２番５―401号
債務者　山崎　孝一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１０号
北海道江別市元江別818番地の20
債務者　柳谷　勝幸
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２１号
北海道千歳市東郊１丁目14番５号
債務者　木村　育美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２７号
札幌市白石区本通７丁目北２番１号　白石団地Ａ―406号
債務者　濱岡のぞみ（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６０号
札幌市中央区南４条西14丁目２番14号
債務者　高橋登紀子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７６号
札幌市北区北21条西５丁目１番17号
債務者　遠藤　敏哉
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで札幌地方裁判所民事第４部